

民事調停の特徴と利用のガイド

神奈川県民事調停協会連合会

(2018.4)

はじめに

お金の貸し借りや、交通事故の損害賠償など、身近なトラブル・問題が起きた場合、その解決のため多くの時間を費やしたり、精神的な負担など金銭以外にも当事者の負担は大きく、自治体の市民相談センターなどに相談に訪れる方は増えています。

トラブル解決のためには、当事者同士の話し合いが第一ですが、それで解決しない場合、我が国では最終的には裁判所を通じて解決される仕組みになっています。裁判所が争いを解決する手続きで一番知られているのが「裁判」でしょう。

裁判は、公開の法廷において、厳格な手続きで裁判官が当事者のそれぞれの言い分を聴き、当事者それぞれが提出する証拠を調べた上で、法律に照らしてどちらの言い分が正しいかについて、裁判所が判決を下し、勝ち負けをはっきりさせるという手続きです。

一方、争いのある当事者が信頼できる第三者の仲介の下に話し合った末、合意を成立させてトラブルを解決するという方法は、どの時代、社会でも行われてきた、いわば知恵の産物ですが、ここでご紹介する「民事調停制度」は、裁判所が公のトラブルの解決制度として実施している制度です。

民事調停における「第三者」とは、裁判官1名と一般市民の良識あるいは専門知識を有する調停委員2名が構成する調停委員会で、当事者それぞれの言い分を、じっくり時間をかけて伺います。

なぜ、このような公の制度としての民事調停が裁判所で実施されているかといえば、トラブル解決のためには、「訴訟による判決」という解決方法のみが常に最善の方法とは限らないからです。

裁判を起こす、いわば事を構えなくとも、裁判所の力を借りながら「話し合い」で“円満妥当かつ当事者にとって実行可能な解決を図る”ことができれば、それに越したことはないと言うべきでしょう。

市民相談の結果、調停を利用されることを勧められる相談者の方も多いと思われます。この小冊子は、調停制度の内容、特徴を理解され、利用される場合のポイントなどをまとめたものです。

目次

1. どんなトラブルが対象となるの？	… P. 2
2. 調停制度の特徴と裁判との違いは？	… P. 2
3. どここの裁判所に申し立てればいいのか？	… P. 4
4. 費用はどのくらいかかるの？	… P. 4
5. 時間はどのくらいかかるの？	… P. 5
6. 調停申立書はどうすればいいのか？	… P. 5
7. 簡易裁判所の所在地	… P. 6
8. 申立書式の記載例	… P. 7・8

1. どんなトラブルが対象となるの？

例えば、次のようなトラブルが対象となります。

・お金の貸し借り

お金を貸した人も、借りた人も調停を申し立てることができます。

多重債務者の方を対象に、その経済的再生を目的にした特定調停もあります。

・売買代金の支払い

物やサービスを買った人も、売った人も調停を申し立てることができます。

・交通事故の損害

車やオートバイの事故のほか、自転車による事故、人身事故のほか物損事故も対象です。事故を起こした人も被害を被った人も調停を申し立てることができます。

・近隣関係

お隣同士の騒音、樹木、駐車やペットの飼育に関するトラブルなどです。

・宅地・建物に関するトラブル

宅地や建物の利用に関するトラブルや、明け渡しに関するトラブルなどです。

・地代や家賃の額の引き上げや、引き下げ

地主や家主の方、借地人や借家人の方の地代や家賃の引き上げ、引き下げに関するトラブルなどです。

ただ、家庭内のトラブル(離婚、親権、相続など)や、行政に対する不服申し立てなどは対象となりません。家庭内トラブルに関する調停は家庭裁判所が取扱っています。

2. 調停制度の特徴と裁判との違いは？

ではトラブル解決において、調停制度の特色および裁判との違いを見てみましょう。

(1) **トラブルの実情にあった柔軟で妥当な解決**

私たちの権利義務の多くは、当事者間の意思で自由に変更を加えたり、処分したりすることができるものです。裁判は証拠と法律により、裁判官が判定を下しますが、調停はトラブルの当事者が合意にたどりつけば、トラブル解決の内容を自由に決めることができるため、個々のトラブルの実情にあった解決方法をとることができます。

(2) **全体的な紛争の解決**

私たちが巻き込まれる民事のトラブルは、必ずしも法的な利害あるいは経済的な利害の対立から生まれるものではなく、当事者間の日頃の感情的な対立や、別件の対立から生じていることも往々にしてあります。

裁判では、申立人(原告)が取り上げている権利義務について、裁判官が判断を下しますが、調停では、双方がトラブル解決のため、合意の成立に向けて当事者が調停委員会を間において話し合うこと

によって、手続きが進められていきますので、単に経済的な利害の調節だけではなく、双方がそれぞれ相手方の意図を理解し、双方の人間関係も調整してゆくという効果も同時に狙っています。

(3) 簡易な申立手続きによる迅速低廉な解決

十分な法律知識を持たない当事者の方でも、各地にある簡易裁判所に自分で申立をし、手続きを進めて行くことができます。

もちろん、弁護士あるいは認定司法書士(ただし、認定司法書士の場合はトラブルの額が140万円以下の場合)を代理人とすることもできます。裁判の場合、訴えは書面にし、証拠に基づき、その範囲内で判断されるため、その準備などに専門家である弁護士が関わるケースも多いのですが、調停の場合は調停委員会が自由な形で当事者双方の意見を聴くことができ、当事者も時間をかけて意見・主張を言うことができます。

事実関係を明らかにする上で、必要な場合は調停委員会が関係人から事情を聴いたり、事実の調査を行うなど、裁判にくらべ当事者の負担はかなり少ないと言えます。

また、調停委員会は解決をしたいという当事者のニーズにこたえ、法的判断を基礎にトラブルの実情を勘案した調停案を当事者に提示することもあります。さらに、申し立ての費用など裁判所に支払う費用も訴訟にくらべ安く済みます。(⇒4. 費用はどのくらいかかるの? 参照)

(4) 調停調書の効力

調停により当事者間で合意に至ると、裁判の場合の判決書にかわり「調停調書」を裁判所で作成します。調書には当事者間の合意の内容が記載され、判決と同じような効力が与えられます。合意の内容によっては、これを守らない場合、相手方に強制執行ができる特別な効力も与えられます。

(5) 非公開の手続き

裁判は公開で行うことが原則ですが、調停の手続きは非公開とされています。これは、当事者が気兼ねなく話し合いを行うためには、非公開の席で行うことが適当と考えられているからです。あまり公にしたくない当事者同士の話し合いを裁判所の管理のもとで行うことができます。

(6) 調停不調

どうしても、当事者間で合意にたどり着けない場合は、調停不成立となります。この場合、裁判などを起こすことが考えられますが、不成立の通知を受けた日から2週間以内に訴えを起こせば、調停の申立をしたときにさかのぼって訴えを起こしたと見做すこととして、消滅時効や出訴期間の定めを適用を防げます。

また、全体からみて適切と思われる解決案を裁判所が示すこともあります。これを「調停に代わる決定」といいます。この決定は両当事者が納得すれば、調停が成立したのと同じ効果があります。しかし、どちらかが2週間以内に異議を申し立てると調停に代わる決定は効力を失います。

3. どの裁判所に申し立てればいいのか？

調停を申し立てる場合、原則は相手方の住所地を管轄する簡易裁判所に申し立てをします。相手方が法人の場合には、営業所又は事務所の所在地を管轄している簡易裁判所となります。管轄とは、ある事件をどの裁判所で取り扱うかについての決まりです。

神奈川県内の簡易裁判所の管轄は以下のとおりです。

相手方の住所地・所在地	管轄裁判所
横浜市中区、南区、磯子区、金沢区、港南区	横浜簡易裁判所
横浜市鶴見区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区	神奈川簡易裁判所
横浜市保土ヶ谷区、西区、旭区、瀬谷区	保土ヶ谷簡易裁判所
川崎市	川崎簡易裁判所
鎌倉市、横浜市戸塚区、栄区、泉区	鎌倉簡易裁判所
藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、高座郡(寒川町)	藤沢簡易裁判所
相模原市、座間市	相模原簡易裁判所
横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡(葉山町)	横須賀簡易裁判所
平塚市、中郡(大磯町・二宮町)	平塚簡易裁判所
小田原市、秦野市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡	小田原簡易裁判所
厚木市、伊勢原市、愛甲郡(愛川町・清川村)	厚木簡易裁判所

ただ、宅地建物の利用関係の調停は、宅地や建物の所在地を管轄する簡裁に、自動車による人身事故に関する調停は、相手方の住所地のほか損害賠償を請求する者の住所地を管轄する簡裁にも申し立てることもできます。その他の例外規定もありますので、簡裁調停係にご相談ください。

4. 費用はどのくらいかかるの？

調停を申し立てる場合、申立手数料と郵便切手代がかかります。手数料は収入印紙で納めることになります。手数料の額は、トラブルの対象になっている金額により異なりますが、その額は裁判の場合よりかなり安くなっています。郵便切手は、関係者に書類を送るためなどに使用します。

(切手代の詳細及び200万円を超える申立額手数料については裁判所にお問い合わせください。)

200万円までの場合の調停申立額の例示による手数料額の早見表です。

申立額	手数料	申立額	手数料	申立額	手数料
10万円	500円	60万円	3,000円	120万円	5,500円
20万円	1,000円	70万円	3,500円	140万円	6,000円
30万円	1,500円	80万円	4,000円	160万円	6,500円
40万円	2,000円	90万円	4,500円	180万円	7,000円
50万円	2,500円	100万円	5,000円	200万円	7,500円

なお、非財産権上の請求や、財産権上の請求であっても、金額の算定が困難なものの調停申立の場合には、金額は160万とみなされ手数料が決まります。

5. 時間はどのくらいかかるの？

裁判所に申立書(⇒項目6をご覧ください)を提出、受領され、手数料などを支払うと、おおよそ約1か月後に第1回の調停期日が指定され、裁判所は当事者双方を呼び出します。

調停は、指定された期日の午前あるいは午後、1回おおよそ1～2時間程度を目安に行われ、申立人と相手方それぞれの言い分、事実関係の確認がなされ、トラブルの原因、対立点などが絞られていきます。申立人、相手方を分けてそれぞれ別に調停委員が話を聴くことが多いようです。これは感情的な対立を避ける意味もあります。

弁護士などを代理人にする場合、調停期日に代わりに出席してもらうこともできますし、また一緒に出席することもできます。2回目など次回の期日を決める場合は、当事者と裁判所の間で、お互い都合がつく日を合意して決めます。調停委員は当事者間の合意による解決を目標に、公平かつ公正に法的な観点も踏まえ、ポイントを絞って調停を進めていきます。

トラブルの内容にもよりますが、通常、調停が成立するまでには、2, 3回の調停期日が開かれます。合意による調停成立などで解決した案件では、おおよそ3か月以内に終了しています。

6. 調停申立書はどうすればいいの？

調停を円滑に進めるためには、裁判ほど厳密ではありませんが、申立人の主張する内容が書面に記載され、それが裁判所や相手方に正確に伝わるのが望ましいといえます。

つまり、①申し立ての趣旨 (どのような調停結果を希望するのかという結論)

②紛争の要点 (争いの実情のあらまし) を記載しておく必要があります。

裁判所には、調停制度を利用しやすくするために、貸金、売買代金、交通調停事件など、典型的なトラブルについては、必要な事項を印刷した定型の書式が備えられています。また、インターネットでその書式や、記載例も入手できますので、便利だと思います。裁判の場合に比べ、そう難しいものではありません。

(⇒**8. 申立書式の記載例** 参照)

弁護士などに依頼する場合は、申立書作成も弁護士に依頼できます。

インターネットを利用する場合、裁判所HPから、申立書式と、その記載例がダウンロードできます。

① 裁判所 www.courts.go.jp/ ⇒ ② 「裁判手続の案内」をクリック ⇒

③ 「申立て等で使う書式」下の「第1簡易裁判所の民事事件」の「(2)民事調停で使う書式」をクリック ⇒

④ 「貸金調停、売買代金調停、交通調停、給料支払調停、賃料等調停、建物明渡調停」から必要なものをクリック

7. 簡易裁判所の所在地

簡易裁判所名	郵便番号	住 所	電 話
横浜簡易裁判所	231-0021	横浜市中区日本大通9	045-662-6971(代)
神奈川簡易裁判所	221-0822	横浜市神奈川区西神奈川1-11-1	045-321-8045(代)
保土ヶ谷簡易裁判所	240-0062	横浜市保土ヶ谷区岡沢町239	045-331-5991(代)
川崎簡易裁判所	210-8559	川崎市川崎区富士見1-1-3	044-233-8174
鎌倉簡易裁判所	248-0014	鎌倉市由比が浜2-23-22	0467-22-2202(代)
藤沢簡易裁判所	251-0054	藤沢市朝日町1-8	0466-22-2684(代)
相模原簡易裁判所	252-0236	相模原市中央区富士見6-10-1	042-716-3186
横須賀簡易裁判所	238-8510	横須賀市新港町1番地9	046-823-1907(代)
平塚簡易裁判所	254-0045	平塚市見附町43-9	0463-31-0513(代)
小田原簡易裁判所	250-0012	小田原市本町1-7-9	0465-40-3188
厚木簡易裁判所	243-0003	厚木市寿町3-5-3	046-221-2018(代)

注) 上記所在地、電話番号および項目3の所在地による管轄は2018年1月現在のものです。

8. 申立書式の記載例

裁判所ホームページに掲載されている申立書の記載例のうち、1例を転載、7・8頁に記載しています。

「貸金の返済を求める調停申立書の記載例」

このほか、金銭借用証書、返済の事実の証明となる預金通帳の写し、あるいはこれまでのやりとりを文章にして記載した文書などを作成し、添付すると良いでしょう。

以上

神奈川民事調停協会連合会について

神奈川民事調停協会連合会は、横浜地方裁判所及び神奈川県内の簡易裁判所所属の民事調停委員をもって組織する団体で、民事調停に関する研究を行い、制度の公正円滑な運営に寄与することを目的とし、調停の普及のための有効適切な事業を行っています。

記載例

①については、「申立ての趣旨の額」（利息・損害金を除く。）を、②については、表書きの「申立手数料の算出方法」により算出した額を記入してください。③については、裁判所にお尋ねください。

②に記入した金額に相当する収入印紙を貼ってください。

相手方の住所又は事務所を管轄する簡易裁判所名を書いてください。

あなたの住所、氏名、電話やファクシミリがある場合にはその番号を書き、氏名の横にあなたの認印を押してください。

申立人が会社であるときは、会社の所在地、会社名、代表者の氏名、電話やファクシミリがある場合にはその番号を書いた上、代表者印を押してください。

あなたに対して裁判所から書類を送る場合にどこに宛てて送ってほしいか、希望する場所（送達場所）の□をレ点でチェックして届け出てください。以後あなたに対する書類はこの届出場所に宛ててお送りすることになります。

あなたの勤務先に書類を送ってほしい場合には、「勤務先」の□をレ点でチェックし、勤務先の名称とその住所を書いてください。

あなたの住所でも勤務先でもない場所（例えば、あなたのお父さんの家など）に書類を送ってほしい場合には、「その他の場所」の□をレ点でチェックし、「申立人との関係」の部分に「父の家」などとあなたとその場所との関係を書き、その住所を書いてください。

上記の届出場所においてあなたの代わりにあなた宛の書類を受け取るべき人（送達受取人）を届け出る場合には、この□をレ点でチェックし、その人の氏名を書いてください。この届出をすると、以後あなたに対する書類は送達受取人に宛ててお送りすることになります。

相手方の住所、氏名、電話やファクシミリの番号が分かっている場合にはその番号を書いてください。

相手方が会社であるときは、商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書を見て、会社の所在地、会社名、代表者の氏名を書き、また、電話やファクシミリの番号が分かっている場合にはその番号を書いてください。

調停事項の価額	①	円
ちょう用印紙	②	円
予納郵便切手	③	円

印紙欄 (割印はしないでください)

民事一般
受付印

(貸金)
調停申立書
〇〇 簡易裁判所 御中

作成年月日 平成〇〇年〇月〇日

住所(所在地) (〒〇〇〇-〇〇〇〇)
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名(会社名・代表者名)
甲野太郎 (甲野印)
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

申立人 送達場所等の届出

申立人に対する書類の送達は、次の場所に宛てて行ってください。
 上記住所等
 勤務先 名称 _____ 住所 _____ TEL _____
 その他の場所(申立人との関係 _____) 住所 _____ TEL _____

申立人に対する書類の送達は、次の人に宛てて行ってください。
氏名 _____

相手方 住所(所在地) (〒〇〇〇-〇〇〇〇)
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名(会社名・代表者名)
乙野次郎
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

支払を求め
る金額
(申立ての趣旨)

残債務の額 金 **100万** 円

附帯請求
(利息・損害金)

上記金額に対する
 うち金 _____ 円に対する
 平成 〇〇 年 〇 月 〇 日から
 支払済みまで

年 **15** %
 月 _____ %
 日歩 _____ 銭

紛争の要点 後記記載のとおり

上記のとおり調停を求めます。

将来の利息・損害金の請求をするときには、この欄に書いてください。「残債務の額」の欄の金額に利息・損害金が含まれているときは、「うち金 _____ 円」の□をレ点でチェックし、空欄に元本の金額を書いてください。数口の貸金があり利率が違うときは、最も低い利率に合わせていただくか、他の用紙を使って申し立ててください。

申立日現在の残債務（支払を求めらる額）を書いてください。

相手方に貸し付けた年月日を書いてください。

返済期限を決めたときはその日付を書いてください。分割払などの約束をしたときは「その他」の□をレ点でチェックし、その内容を備考欄に書いてください。

貸し付けたときに定めた利率を書いてください。

利率のほか特に遅延損害金の率を定めたときに、その率を書いてください。

調停の相手方に貸した場合は、「相手方」の□をレ点でチェックし、第三者に貸して相手方がその保証人になっているときは「その他」の□をレ点でチェックし、その貸主の名前を書いてください。

貸金が数口あるときに利用してください。貸付金の数が多くこの欄に収まらないときは、同じ要領でA4版の紙に続きを書いて出してください。

貸金ごとに残額を書いてください。利息・損害金は相手方がいつの分から支払をしていないかを書いてください。

相手方が支払をしない理由を書いてください。

その他紛争の背景などを書いてください。

紛争の要点 (下記のとおり)					
1 相手方(又は相手方が保証人になっている第三者)に対する貸付の内容					
貸付年月日	貸付金額(円)	返済の期限	利息	損害金	借主
① 0・4・1	120万	<input checked="" type="checkbox"/> 0・3・31まで <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> その他(備考欄)	<input checked="" type="checkbox"/> 年 15% <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日歩	<input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日歩	<input type="checkbox"/> 相手方 <input checked="" type="checkbox"/> その他 両野三郎
②		<input type="checkbox"/> . . . まで <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> その他(備考欄)	<input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日歩	<input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日歩	<input type="checkbox"/> 相手方 <input type="checkbox"/> その他 ()
③		<input type="checkbox"/> . . . まで <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> その他(備考欄)	<input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日歩	<input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日歩	<input type="checkbox"/> 相手方 <input type="checkbox"/> その他 ()
2 返済状況 下記のとおり			3 貸金の残額		
返済年月日	返済金額(円)	元利の別	元 本		
0・3・31	380,000	元・利	①の貸金	1,000,000	← 貸金ごとに残額を書いてください。
0・4・30	12,500	元・利	利息・損害金	平成0年5月1日から	← 利息・損害金は相手方がいつの分から支払をしていないかを書いてください。
		元・利	②の貸金		
		元・利	③の貸金		
		元・利	4 調停申立ての理由		
		元・利	<input checked="" type="checkbox"/> 支払が延び延びになっている。 <input type="checkbox"/> 相手方が借りたこと(保証をしたこと)を争っている。 <input type="checkbox"/> 残っている貸金の額に争いがある。 <input type="checkbox"/> その他()		
		元・利	備考 相手方から親友の両野に金を貸してほしいと頼まれたので貸したが、両野は行方不明で保証人の相手方にも誠意が見られない。		
		元・利	添付書類 金銭借用証書写し 通 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書 通		

細かい充当計算ができるようでしたら、別に計算書を作って出してください。

証拠書類となる金銭借用証書などがありましたら、その写しを添付してください。

申立人又は相手方が会社の場合には、その会社の商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を添付してください。